くらし百科

㊐は問い合わせ先です

農用地利用集積奨励事業をご利用ください

㊐農林課　☎22―1253

この事業は、農用地の流動化と面的集積を促進するものです。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権を設定した、借り手農業者と貸し手農業者に奨励金を交付することで、効率の良い安定した農業経営と、総合的な地域農業の確立を推進します。

■対象となる事業

●農用地利用集積計画に掲載された貸借権の契約締結

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権（農業委員会で認められた利用権）を、5年以上設定した借り手農業者（※1）および貸し手農業者（※2）に奨励金を交付します。

なお、田の利用権を設定して奨励金の交付を受けようとする場合、借り手農業者は生産調整を実施して地域とも補償および集荷円滑化対策に参加（加入・拠出）していることが要件となります。詳しくは、農林課までお問い合わせください。

※1　認定農業者および市が認める地域の中核的農業者

※2　貸し手農業者の該当面積は一人当たりおおむね10アール以上

■補助率など

●補助金の額

1月1日から12月31日までの期間に開始した面積に、次の基本額を乗じて得た額（千円未満は切り捨て）

●基本額　（10アール当たり）

利用権の設定期間	種別		借り手農業者	貸し手農業者
5年以上10年未満	新規	田	6,000円	4,000円
		畑	3,000円	2,000円
	再設定	田	3,000円	2,000円
		畑	1,500円	1,000円
10年以上	新規	田	8,000円	5,000円
		畑	4,000円	2,500円
	再設定	田	4,000円	2,500円
		畑	2,000円	1,200円

新成人の皆さまへ20歳になったら国民年金！

新成人の皆さん、20歳になると義務として国民年金に加入しなければなりません。国民年金は、老後はもちろん、けがや病気で収入が途絶えても、誰もが安定した生活を送れるように、社会全体で支え合う制度です。

●生活を支える3つの基礎年金

①老齢基礎年金　老後の暮らしの保障

②障害基礎年金　けがや病気で障害が残ったときの保障

③遺族基礎年金　子どもを残して一家の働き手が亡くなってしまったときの保障

●国民年金加入者の種類

①第1号被保険者　学生やフリーター、自営業者などと、その配偶者

②第2号被保険者　会社員や公務員などの、厚生年金保険・共済組合の加入者

③第3号被保険者　第2号被保険者に扶養されている妻または夫

第1号被保険者の方は、自分で保険料を納めなければなりません。納付が困難な方のために、免除や猶予制度もあります。

■会社を辞めたときは国民年金の手続きが必要です。

退職（失業）したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更の手続きが必要です。

また、配偶者を扶養していた場合は、第3号被保険者から第1号被保険者への変更の手続きも必要です。

平成21年度の国民年金の保険料は月額14、660円です。納付書は手続き後に郵送され、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付できます。また、口座振り替えやクレジットカードでの納付も利用できます。

■「日本年金機構」が1月1日からスタート！

平成22年1月1日から、新たに公的年金業務の運営を行う民間法人「日本年金機構」がスタートしました。

●これまでの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりましたが、年金相談などの窓口として引き続きご利用できます。**変更に伴う手続きなどは必要ありません。**

●「公的年金制度＝国の制度」として、その財源や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。

㊐大河原年金事務所
☎0224―51―3113
市民課　☎22―1312

ご存じですか？検察審査会制度

事件や事故に遭った方が、その事件が「不起訴処分」となったことに納得がいかない場合、検察審査会に審査を求めることができます。

審査員は、選挙権を有する一般国民から選ばれた11人が、いわば国民の代表としてその役割を務めます。これは、刑事手続きの中に国民の良識を反映させ、よりよい刑事司法を実現するために設けられたものです。

不起訴とされた事件が審査会において、「起訴相当」と議決された場合には、検察官はこの議決を参考にして事件を再検討します。その結果、起訴相当との結論に達したときは、起訴の手続きが取られます。

また、平成21年5月21日からは、起訴相当の議決に対して検察官が起訴しない場合には、再度審査会議で審査され、再び起訴相当の議決があった場合には、検察官の判断にかかわらず起訴の手続きが取られます。

検察審査会の窓口では、申し立てについての相談を受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

㊐仙台検察審査会事務局
☎022―222―4750

ご存じですか？児童扶養手当と特別児童扶養手当

■児童扶養手当　次の①～⑦に該当する、18歳になる年度末までの児童や心身に一定の障害を持つ20歳未満の児童を、監護している母親や養育している方に支給される手当です。

①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
②父が死亡した児童
③父が極めて重度の障害の状態にある児童
④父の生死が明らかでない児童
⑤父から引き続き1年以上監護を放棄されている児童
⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
⑦母が婚姻によらないで出生した児童

●手当月額

・児童1人の場合　41、720円
・児童2人の場合　46、720円

■特別児童扶養手当　精神や身体に障害のある20歳未満の児童の保護者に支給される手当です。

●手当月額（児童一人当たり）

・重度障害（1級）50、750円
・中度障害（2級）33、800円

※各手当は公的年金の受給可否や所得額により支給されない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

㊐福祉事務所　☎22―1400

身体障害者手帳に「肝臓機能障害」が加わります

平成22年4月1日より身体障害者手帳の内部障害に「肝臓機能障害」が加わります。肝臓機能障害に関する身体障害者手帳の申請の受け付けは、2月1日からを予定しています。

申請に当たっては、指定医の診断書が必要です。主治医とご相談の上、福祉事務所窓口に申請願います。

㊐福祉事務所　☎22―1400
県リハビリテーション支援センター判定支援班
☎022―286―4393

ご存じですか？就学援助制度

現在、小中学校に在学している、または4月から小学校に入学するお子さまの保護者で、経済的な事情から就学に支障を来す方のために「就学援助制度」があります。申請が認定されると、学校で必要な学用品や給食などの費用が援助されます。

希望される方は、在学中の小中学校または入学予定の小学校で手続きを行ってください。

現在認定を受けている方も、引き続き希望する場合は申請が必要です。

㊐学校教育課　☎22―1342

償却資産の申告を忘れずに

㊐税務課　☎22―1313

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）についても課税対象になります。

事業を営む目的で、左表に例示した機械や器具、備品などの資産を所有している、または市内の事業者に資産を貸し付けている個人・法人の方は、1月1日現在における所有状況を申告しなければなりません。

特に、**税制改正により減価償却資産の耐用年数が大幅に変更されたため、過去に申告した資産であっても、一品ごとに耐用年数変更の申告が必要です。**

昨年度に確認をしていない方は、固定資産台帳や減価償却費内訳表などを必ずご確認の上、期限までに申告書を提出してください。

なお、昨年申告された方には申告書を郵送していますが、用紙が届いていない方や足りない方、昨年新たに事業を始められた方は、お手数をお掛けしますがご連絡をお願いします。

●申告期限　2月1日（月）

●提出先　税務課固定資産税係

●償却資産の対象となる主な資産例（業種別）

業種	資産の名称
全業種共通	駐車場舗装（アスファルト）、門・塀、エアコン、看板、受変電・自家発電などの電気設備、中央監視装置、屋外の給排水ガス設備、広告設備、内装（テナントが施工したもの）など
一般事業（事務所）	パソコン、コピー機、ロッカー、エアコン、応接セット、キャビネット、金庫など
不動産賃貸（アパートなど）、駐車場	自転車置き場、屋外灯、屋外の給排水ガス設備、駐車場用機械設備、駐車場舗装、門・塀、エアコン、そのほかの屋外設備など
小売店飲食店	レジスター、自動販売機、ガスレンジなどの台所用品、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、陳列ケース、エアコン、看板、内装（テナントが施工したもの）など
写真店	写真現像焼付設備、パソコン、デジタル複写機、エアコンなど
ガソリンスタンド	独立キャノピー、給油装置、洗車装置、屋外照明設備、構内舗装、コンクリート擁壁、排水除害設備、ホイールバランサー、コンプレッサーなど
建設業	ブルドーザーやスイーパーなどの建設用大型特殊自動車、掘削機、測量機器など
理容・美容業	サインポール、理美容いす、洗面設備、タオル蒸し器、ドライヤー、テレビ、エアコン、レジスター、内装（テナントが施工したもの）など
病院	ベッド、手術台、X線装置などの医療用機器、エアコン、給食用台所用品、看板、内装（テナントが施工したもの）など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
自動車修理業	測定・検査工具、旋盤、プレス、圧縮機、舗装路面など
娯楽業	パチンコ台、スロット機、テレビゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場ネット設備、テニスコートなど
印刷業	各種製版機および、印刷機、裁断機、製本設備など
農業・畜産業	田植機、耕うん機、トラクター、コンバイン、乾燥機、サイロ、草刈り機、搾乳機など

平成22年4月から定住促進奨励金制度を改正します

■平成21年中に家屋の取り壊しや所有権移転などを行った方へ

平成22年1月1日現在、家屋の一部または全部を取り壊している場合（登記の有無は問いません）や、売買・相続などで所有者に変更が生じた場合、土地や建物の用途を変更した場合は、税務課固定資産税係までお知らせください。

市では、定住を目的として市内に土地と家屋を取得された方に対し、市の予算の範囲内で経費の一部を助成する「定住促進奨励金」を実施しています。これまでの実績を踏まえ、できるだけ多くの方に活用していただくため、平成22年4月1日以降の申請から、奨励金の額を次の通り改正します。

交付条件や申請方法などの詳細はお問い合わせください。

●改正内容

・土地と家屋の取得費用の2パーセント以内　上限10万円（改正前は30万円）
・市外から転入の場合　上限30万円（改正前は40万円）

㊐企画情報課　☎22―1324